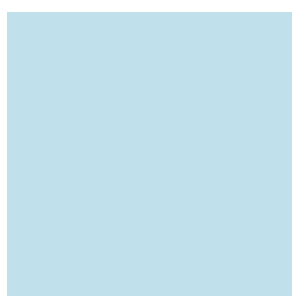
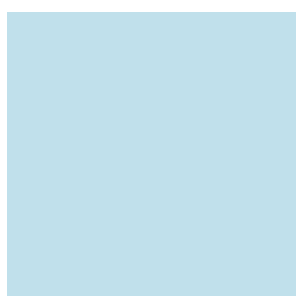
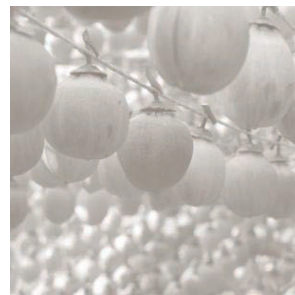
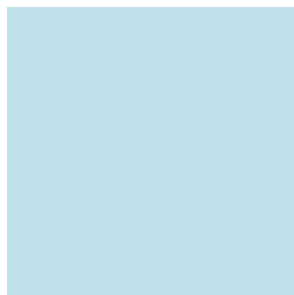


# 第4次 矢掛町地域福祉計画

# 第6次 矢掛町地域福祉活動計画

(令和8年度～令和12年度)



令和8年3月

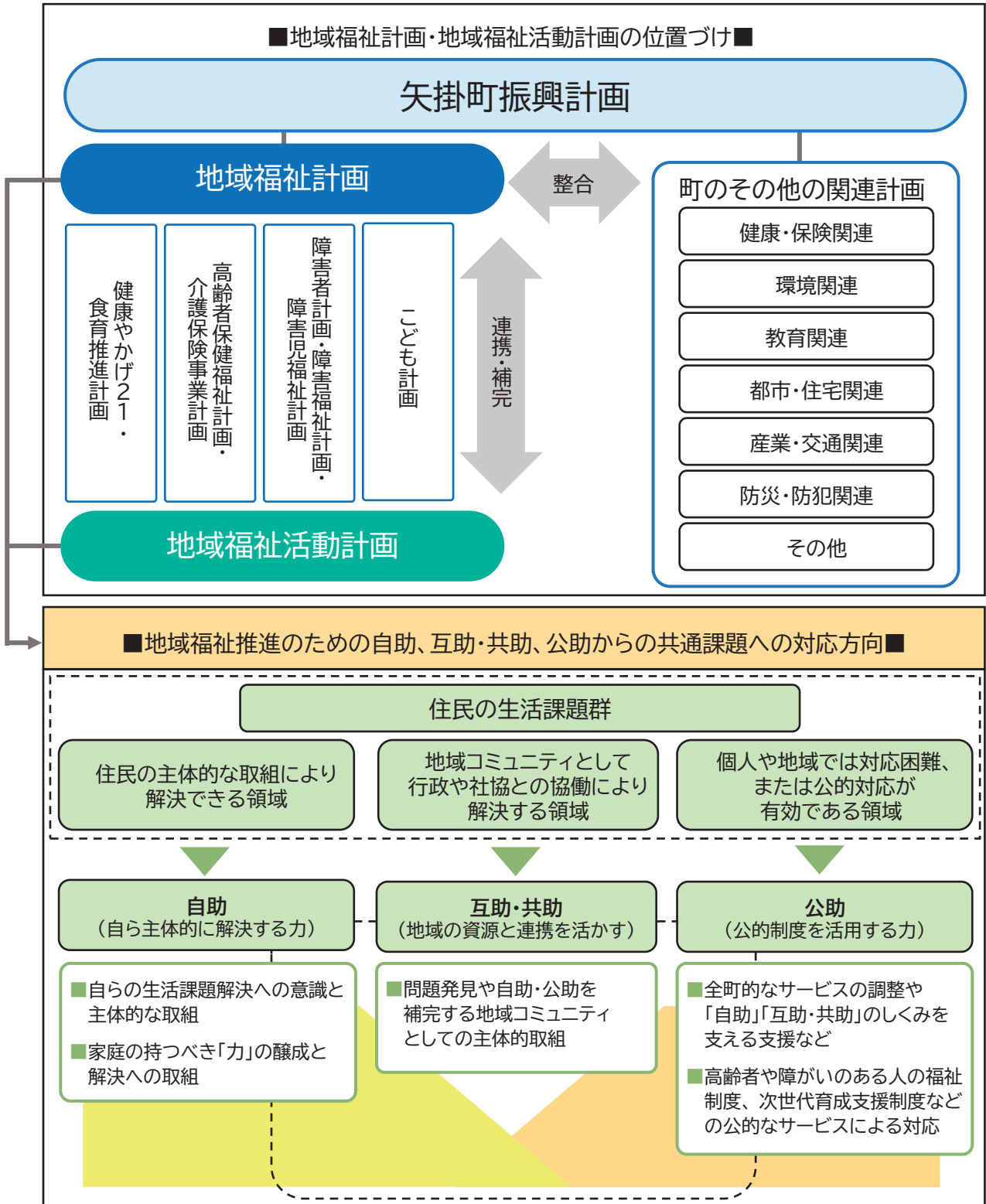
矢 掛 町

矢掛町社会福祉協議会

# 地域福祉とは

「地域福祉」の考え方は、社会保障制度に基づく公的なサービスだけでは対応できない細かな支援ニーズに対し、地域としての全体的なつながりを深め、相互に支援しあう仕組みを築き上げていこうとするものです。住民がまちづくりに積極的にに関わり、自らの地域は自分たちで考えていこうとする意識を大切にしながら、住民と行政が一体となって重層的に取り組んでいくことが求められています。

## 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ



## 計画の期間

第4次矢掛町地域福祉計画・第6次矢掛町地域福祉活動計画の計画期間は、令和8年度～令和12年度までの5か年とします。ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

## 地域福祉の将来像

本町のめざす地域福祉の将来像を、第7次矢掛町振興計画の福祉分野の目標である「元気に暮らせる健康長寿のまち」との整合性を図り、地域福祉の施策の基本方針である「みんなが支え合い安心して暮らせる福祉のまちづくり」とします。

## 基本的な視点

### 視点1 「地域共生社会づくり」

高齢者・障がいのある人・子どもなどの対象者固有の課題を超えて地域の課題として捉えた取組である「我が事・丸ごと地域共生社会づくり」を推進する視点が必要です。

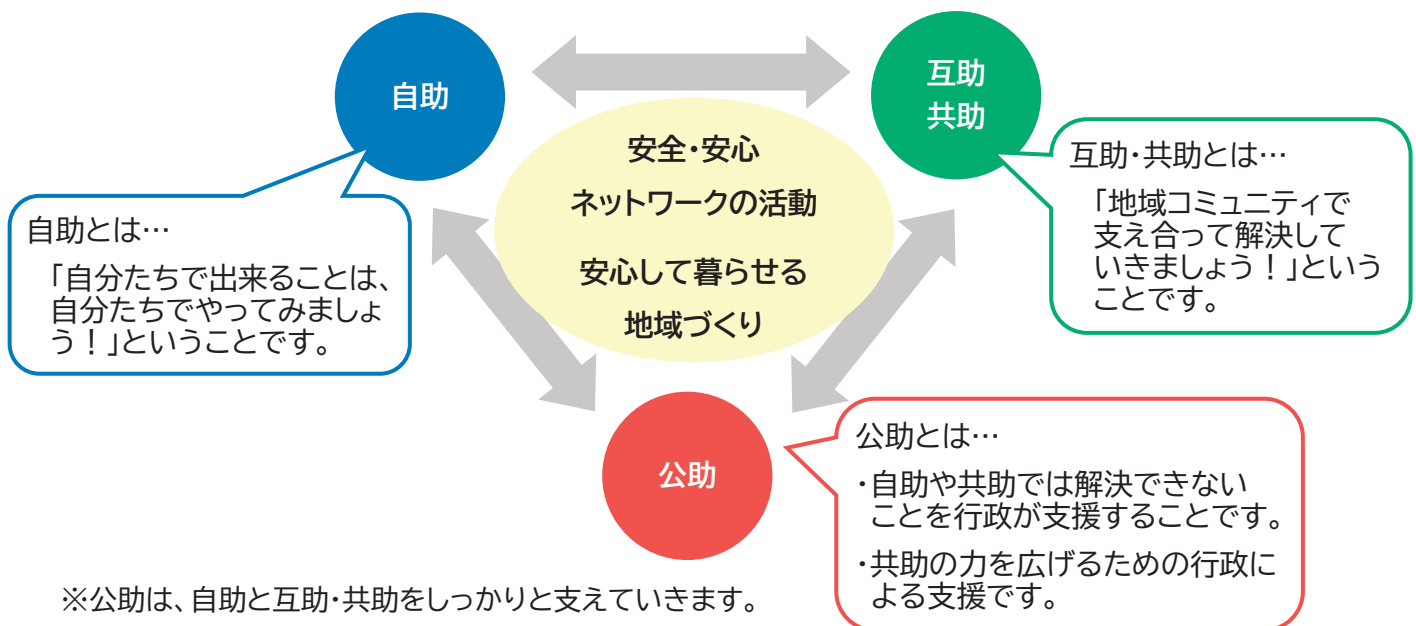
地域共生社会づくりに当たっては、本人や世帯の複合的な課題を包括的に受け止め、一緒になって継続的に適切な支援をしていくため、包括的な支援体制において、「Ⅰ断らない相談支援」「Ⅱ参加支援」「Ⅲ地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備」という視点が必要です。

### 視点2 「自助、互助・共助、公助」

地域には、現在のしくみだけでは対応しきれない多様な生活課題があります。

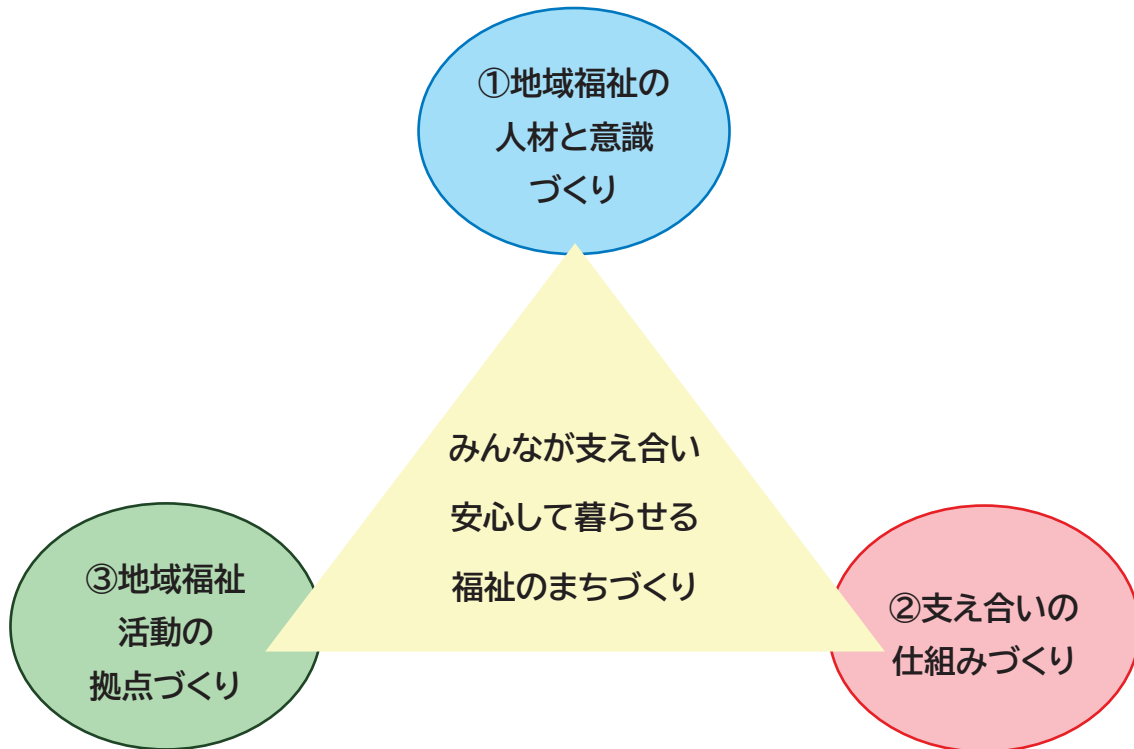
本計画の策定において、課題解決の方策を考えるに当たっては、「自助、互助・共助、公助」という視点をとりあげました。

自分自身や家族で問題解決に向けて努力する「自助」、地域で互いに支え合う「互助・共助」、制度に基づく公的な福祉サービスである「公助」、これら3つの支えが適切に連携しながら地域の福祉課題に取り組むという視点が必要です。



# 計画の基本目標

施策推進の目標を以下のように設定します。



## 基本目標① 地域福祉の人材と意識づくり

地域福祉を支えるのは、地域に暮らす一人ひとりです。住民が福祉を「自分ごと」としてとらえ、互いに助け合う意識を高めることが大切です。

そのために、地域で活動をリードする人材やボランティアの育成を進めるとともに、広報や啓発、学習機会を通じて共生社会への理解を広げます。また、世代や立場を超えた交流の場を充実させ、地域のつながりを深めることで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

## 基本目標② 支え合いの仕組みづくり

高齢者、障がいのある人、子育て世帯など、あらゆる世代が安心して暮らせる地域を実現するためには、困りごとを抱える人を早期に支えられる仕組みが大切です。行政や社会福祉協議会、医療・介護・教育・防災などの関係機関が連携し、相談支援をはじめ、参加支援や地域づくり支援を一体的に進めます。

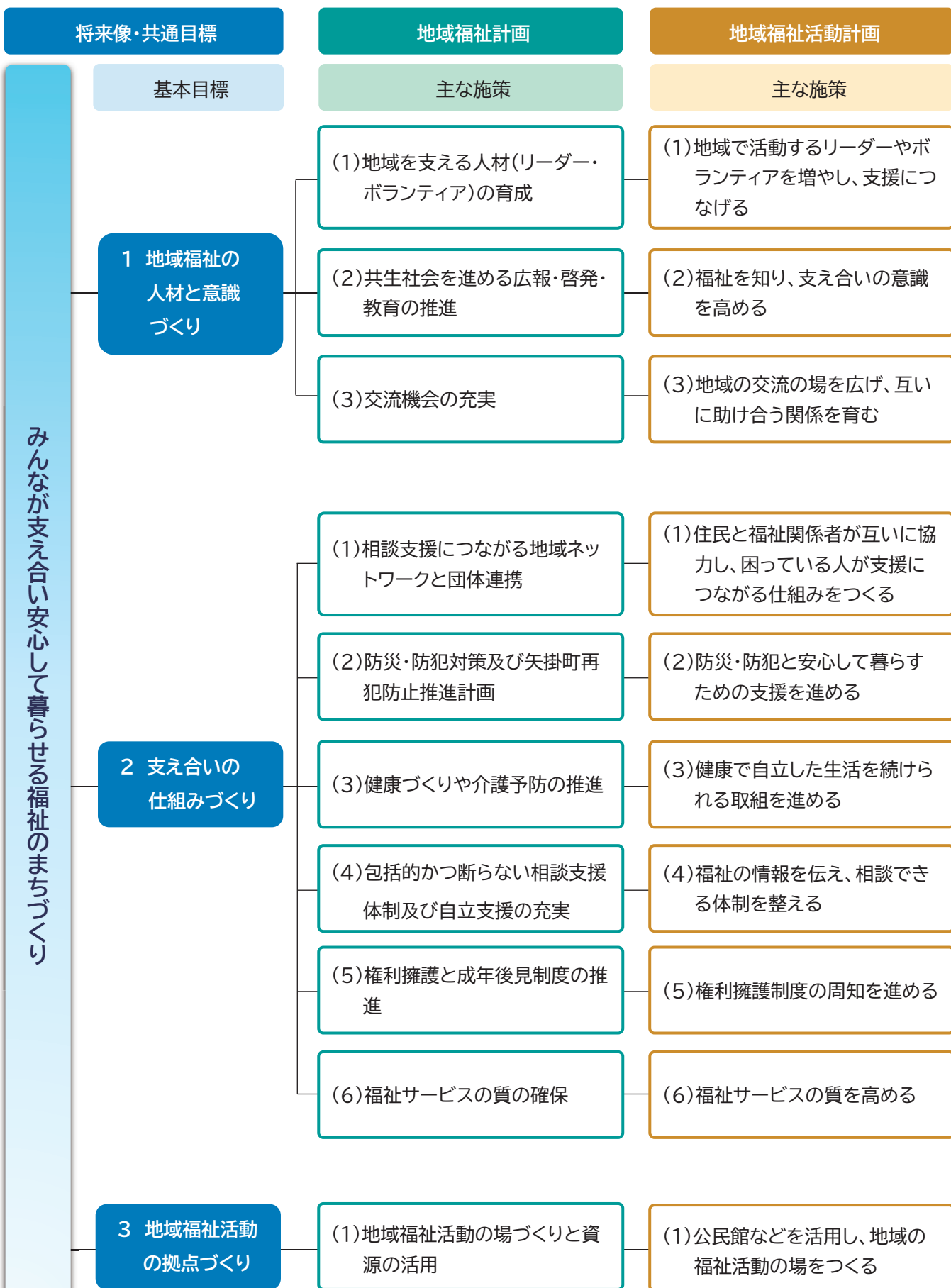
また、健康づくりや介護予防の推進、災害時の支援体制の整備、権利擁護や成年後見制度の活用など、切れ目のない支援を行います。さらに、住民が安心して福祉サービスを利用できるよう、支援体制とサービスの質の向上にも取り組みます。

## 基本目標③ 地域福祉活動の拠点づくり

地域福祉が抱えるさまざまな課題に対応していくためには、行政サービスだけでは限界があります。

すべての住民が住み慣れた地域の中で孤立することなく、安心して暮らしていけるよう、地域の実情を理解した住民や地域の企業・団体、ボランティアなどへ呼びかけて地域福祉活動の拠点となるネットワークを形成し、地域の実状に即した効果的な支援策を展開します。

# 施策の体系



みんなが支え合い安心して暮らせる福祉のまちづくり

# 地域福祉計画

## 基本目標1 . 地域福祉の人材と意識づくり

### 施策(1) 地域を支える人材(リーダー・ボランティア)の育成

○コミュニティ活動意識の醸成 ○住民主体の地域福祉のための地域リーダーの育成 ○ボランティア人口の拡大

### 施策(2) 共生社会を進める広報・啓発・教育の推進

○広報紙などによる情報提供と啓発 ○各種行事を活用した広報・啓発の促進 ○学校や地域における福祉教育の推進 ○住民に対する安全指導や防災教育 ○町職員に対する研修の実施

### 施策(3) 交流機会の充実

○地域での交流活動の支援 ○健康・福祉イベントの開催の支援 ○互助・共助のまちづくりの推進

## 基本目標2 . 支え合いの仕組みづくり

### 施策(1) 相談支援につながる地域ネットワークと団体連携

○地域の団体や機関、事業者との連携・協力 ○情報提供と共有 ○地域包括ケアシステムによるネットワーク整備 ○避難行動要支援者への対応

### 施策(2) 防災・防犯対策及び矢掛町再犯防止推進計画

○安全・安心な地域づくり ○防災体制の充実 ○防犯対策の推進(再犯防止推進計画)

### 施策(3) 健康づくりや介護予防の推進

○地域における健康づくりの支援 ○介護予防の推進 ○介護と医療との連携 ○自殺防止に向けた取組

### 施策(4) 包括的かつ断らない相談支援体制及び自立支援の充実

○包括的に受け止める相談体制とチーム支援する体制の整備(重層的支援体制整備事業実施計画) ○地域包括支援センターにおける総合相談支援事業 ○相談体制及び支援体制の強化 ○生活困窮者への自立支援

### 施策(5) 権利擁護と成年後見制度の推進

○成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進基本計画) ○権利擁護についての住民への周知と理解 ○虐待や権利侵害に対する対応

### 施策(6) 福祉サービスの質の確保

○サービス内容の周知徹底とわかりやすい情報提供 ○サービスの量の確保、質の向上 ○障がい者の生活・活動・自立支援 ○子育て支援 ○移動手段的確保 ○在宅福祉サービスの充実と地域包括ケアシステムの推進

## 基本目標3 . 地域福祉活動の拠点づくり

### 施策(1) 地域福祉活動の場づくりと資源の活用

○交流の場の確保と充実 ○施設の活用と住民主体の運営 ○ソフト面の充実

# 地域福祉活動計画

## 基本目標1 . 地域福祉の人材と意識づくり

### 施策(1) 地域で活動するリーダーやボランティアを増やし、支援につなげる

○課題を地域住民同士で解決するための話し合いの促進 ○地域福祉リーダーの育成 ○ボランティア意識の向上 ○ボランティアの掘り起こしと活動の強化 ○ボランティアへの支援

### 施策(2) 福祉を知り、支え合いの意識を高める

○地域福祉の推進 ○福祉学習会の開催と充実 ○障がい者と住民との協力体制づくりの支援

### 施策(3) 地域の交流の場を広げ、互いに助け合う関係を育む

○いきいきサロンの充実 ○地域住民の意見による企画の実施 ○小地域福祉活動の体制づくり

## 基本目標2 . 支え合いの仕組みづくり

### 施策(1) 住民と福祉関係者が互いに協力し、困っている人が支援につながる仕組みをつくる

○福祉活動や公民館活動の連携 ○福祉関係者との連携 ○福祉活動団体の充実と活性化 ○地域住民同士のふれあいや協力体制づくり

### 施策(2) 防災・防犯と安心して暮らすための支援を進める

○災害ボランティアセンター設置運営訓練の継続実施 ○要支援者への対応 ○緊急時の子育て支援 ○生活の自立支援 ○地域における子どもの安全確保の活動 ○個人情報の正しい取扱い方法の周知

### 施策(3) 健康で自立した生活を続けられる取組を進める

○健康づくり・介護予防の支援 ○健康福祉イベントの開催支援 ○交流の場の開催支援 ○いきいきサロンの開催

### 施策(4) 福祉の情報を伝え、相談できる体制を整える

○相談窓口の対応力向上 ○福祉活動団体の相談や情報交換の場の設定 ○障がいのある人の就労支援ネットワークの活用

### 施策(5) 権利擁護制度の周知を進める

○日常生活自立支援事業と成年後見制度の周知と推進

### 施策(6) 福祉サービスの質を高める

○「福祉の町やかげ」の充実 ○出前講座などによる情報の提供 ○サービス内容の周知徹底とわかりやすい情報提供 ○障がいのある人への理解を広げるための情報提供 ○役立つ情報の提供とサービスの質の向上

## 基本目標3 . 地域福祉活動の拠点づくり

### 施策(1) 公民館などを活用し、地域の福祉活動の場をつくる

○住民が主体となって課題を解決する場づくり ○交流の場や機会の確保と充実 ○町内全域でのいきいきサロンの設置 ○公民館を活用した住民の地域福祉活動への参加促進

# 計画の推進

## 【地域福祉計画の推進】

### (1) 計画の周知と進行管理

#### ① 計画の周知

本計画について、町広報紙、パンフレット、ホームページなどの各種媒体を利用して広報するとともに、地域の住民組織や関係団体などへ周知を図っていきます。

#### ② 進行管理

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、庁内関係課にて、定期的に事業の評価・見直しを行い、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。

### (2) 行政・社協・団体の連携による包括的支援の推進

社会福祉協議会の事業所運営とサービス提供体制の向上のため、行政と社会福祉協議会の連携強化を図るとともに、地域活動やボランティア活動に関する情報収集・提供に努めます。また、ボランティア同士や団体間の交流、連携が充実するよう働きかけます。

## 【地域福祉活動計画の推進】

### (1) 信頼される社会福祉協議会をつくり、計画と包括的な支援体制を推進する

#### ① 信頼される社会福祉協議会づくり

町民や地域の福祉関係者(以下「地域住民など」という。)に信頼される社会福祉協議会を目指し、社会福祉協議会の使命、基本理念、存在意義などについて、役職員全員の十分な認識と資質向上を図ります。

地域住民などに社会福祉協議会のことを周知するため、PRを行います。

福祉の専門職員の確保に努めるとともに、地区社協と協力して計画を推進します。

社協会員増員、共同募金運動への取組により、自主財源の確保に継続して取り組みます。

#### ② 計画の周知

地域福祉活動計画は、地域住民などと協力し、地域の福祉活動を計画的に推進するための地域住民などの活動・行動計画として、地域福祉計画と一体的に策定しました。

地域住民などに社会福祉協議会の事業をもっと知っていただけるよう、地域福祉活動計画の周知に努めます。

#### ③ 連携体制の強化

地域福祉活動計画を基に、社会福祉協議会と関係団体や地域が連携して、地域福祉の向上を目指します。

## 第4次矢掛町地域福祉計画 第6次矢掛町地域福祉活動計画

### 【概要版】

発行年月 令和8年3月  
発行 矢掛町 福祉介護課

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018 番地  
TEL (0866)82-1026 FAX (0866)82-9061

社会福祉法人 矢掛町社会福祉協議会  
〒714-1201 岡山県小田郡矢掛町矢掛 2979 番地 1  
TEL (0866)84-0505 FAX (0866)84-1112